

経 済 要 録

国 内

◆10～12月のマネーサプライ見直し

日本銀行は、10月20日、当面のマネーサプライ見直しについて次のとおり発表した。

62年7～9月のM₂+CD平残の前年比伸び率(速報)は、+10.8%と前期(+10.0%)に比べ上昇。

10～12月については、11%台の伸び率で推移する見通し。

◆主要先進7か国蔵相・中央銀行総裁会議の共同声明について

主要先進7か国(日本、米国、西ドイツ、英国、フランス、イタリア、カナダ)の大蔵大臣および中央銀行総裁は、9月26日、ワシントンにおいて会合し、骨子以下のような共同声明を採択した。

1. 今次会合は、1986年の東京サミットで合意され、1987年のヴェネチア・サミットで強化された経済政策協調のプロセスを継続するものである。
2. 今次会合では、ルーブル合意および4月のワシントンG7以降の出来事、政策の進展、外国為替市場の動向を概観した。大臣および総裁は、この間において為替レートの安定が達成され、それが各国の経済政策および経済パフォーマンスに好影響をもたらしたことに満足の意を表した。
3. 2月の共同声明(パリG6)で考えられた重要な政策の幾つかが各国においてすでに採用されるなど、政策は概ね意図された線に沿って展開している。
4. 米国において87年度連邦財政赤字が顕著に縮小したことは、保護主義圧力に対し引き続き抵抗するとの決意と並んで、大変建設的な一歩である。また本日大統領が、財政赤字削減手続を強化する法律に署名する旨表明したことはとくに歓迎される。

日本における歳出追加および所得減税に関する主要プログラムは迅速に履行されている。

西ドイツにおける88年1月以降の所得減税規模は当初予定よりも大幅なものとなる予定であり、その立法措置はすでに講じられている。

各国間の対外不均衡は、依然高水準ながら実質ベースでは縮小してきた。黒字国における内需の伸びは上向いてきているが、幾つかの国ではさらに上昇することが必要である。

5. 幾つかの新興工業国における大幅な貿易黒字は、引き続き対外不均衡の重要な要因である。これまでも指摘したとおり、こうした国々では、貿易障壁を縮小することや経済の基礎的諸条件が自国通貨により一層反映されるような政策を追求することを通じて、自国の重要性和責任が増しつつあることを示すべきである。

6. 各国は、ルーブル合意で示された目標を達成するため必要とあれば今後とも適切な措置をとる。自国経済の活力強化、インフレなき持続的高成長、対外不均衡の是正を図るために、とくに市場の自由化、税制改革の実施、その他の構造改革の推進に努力を傾注する。また、保護主義と戦い、開放的な世界貿易制度を促進する。

7. 各国は経済政策協調の努力を続け、来年中、各国の経済動向をヴェネチア・サミットで概要が示された強化サーベイランスに沿って緊密にモニターする。各国通貨は経済の基礎的諸条件と概ね合致した範囲内にあり、各国は為替レートを当面の水準の周辺(around current levels)に安定させることを促進するため引き続き緊密に協力する。

◆税制改革関連4法案の成立について

税制改革関連4法案(所得税法等改正法案、勤労者財形促進法改正法案、地方税法改正法案、地方交付税法改正法案)は、9月19日、参議院本会議で可決、成立した。その主な内容は以下のとおり。

		決 定 内 容	実 施 時 期
減税	所 得 税 (国 税)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 最低税率適用課税所得の引上げ (現行50万円→150万円) ○ 税率区分の削減 (現行15区分→12区分) ○ 最高税率の引下げ (現行70%→60%) ○ 配偶者特別控除の創設 (税額控除16.5万円<ただし62年分11.25万円>) ○ 老年者控除の引上げ (現行25万円→50万円) ○ 公的年金等控除の創設 (定額控除80万円<65歳未満は40万円>等) 	<ul style="list-style-type: none"> } 62年1月所得分から適用 } 63年1月所得分から適用
	個 人 住 民 税 (地 方 税)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 最低税率適用課税所得の引上げ (現行20万円→60万円) ○ 税率区分の削減 (現行14区分→7区分) ○ 最高税率の引下げ (現行18%→16%) ○ 最低税率の引上げ (現行4.5%→5%) ○ 基礎・配偶者・扶養控除額の引上げ (現行26万円→28万円) ○ 配偶者特別控除の創設 (税額控除14万円) 	63年6月所得分から適用
増税	利 子 課 税 (国 税、地 方 税)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 非課税貯蓄制度の原則廃止 (老人、母子家庭等に対しては存続。財形非課税は制度変更のうえ存続<一般財形を課税対象とする一方、非課税の住宅財形を創設>) ○ 一律分離課税 (税率20%、うち国税分15%、地方税分5%) 	63年4月1日
	そ の 他 (国 税) ・ 有 価 証 券 取 引 税 ・ 取 引 所 税 ・ 登 録 免 許 税	<ul style="list-style-type: none"> { ○ 転換社債、ワラント債税率引上げ { ○ 株式、地方債等の税率引下げ { ○ 国債先物取引に課税 (税率、万分の0.1) { ○ 国債、社債等を除く有価証券先物取引の税率引下げ (税率、万分の20→万分の1.25~2.5) ○ 不動産 (土地) 登記に係る課税標準の引上げ 	<ul style="list-style-type: none"> 62年10月1日 { 株式…64年10月1日 { 地方債、社債…63年1月1日 62年9月26日 62年11月1日から64年3月末まで

◇郵政省、郵便局における国債窓販開始時期を確定

郵政省は、9月19日、63年4月1日から郵便局において国債窓販を開始することを決定した。

◇金融債の発行条件改定

長期信用銀行3行、東京銀行、農林中央金庫および商工組合中央金庫は、利付金融債の発行条件を次のとおり改定し、10月債から実施した(9月26日発表)。

利付金融債の発行条件

		変更後	変更前
5年もの	表面利率 (%)	4.8	4.3
	発行価格 (円)	100.00	100.00
	応募者利回 (%)	4.800	4.300
3年もの	表面利率 (%)	4.6	4.1
	発行価格 (円)	100.00	100.00
	応募者利回 (%)	4.600	4.100

◇貸付信託予想配当率および合同運用指定金銭信託予定配当率の引上げ

(1) 信託銀行7行は、5年もの貸付信託予想配当率を次のとおり引上げ、10月6日以降募集分から実施した(9月26日発表)。

貸付信託予想配当率

(単位・年%)

		変更後	変更前
契約期間	5年ものもの	4.82	4.32

(2) 信託銀行7行、大和銀行、琉球銀行および沖縄銀行は、契約期間5年以上の合同運用指定金銭信託予定配当率を次のとおり引上げ、10月6日以降受託分から実施した(9月26日発表)。

合同運用指定金銭信託予定配当率

(単位・年%)

		変更後	変更前
契約期間	5年以上のもの	4.68	4.18

◆大口定期預金の預入最短期間短期化、MMCの小口化等の実施
大蔵省は、10月5日、先般の銀行局長通達および事務

連絡(6月17日付)に基づき、下表のように大口定期預金、MMC等の規制緩和を実施した(詳細は本年7月号「要録」参照)。

	C D			MMC(相互・信金等は60/3月から、その他は60/4月から取扱い開始)				付利自由大口定期預金(60/10月導入)	
	最低発行金額	発行期間	発行枠*	金利	最低預入金額	期間	預入枠*	最低預入金額	期間
60/3月	(59/1月以降) 3億円	(54/5月以降) 3~6か月	(60/1月以降)自己資本の95%	CDレート -0.75%	5,000万円	1~6か月	自己資本の75%		
4月	1億円	1~6か月	100%						
10月			150%				150%	10億円	3か月~2年
61/4月		1か月~1年	200%			1か月~1年	200%	5億円	
9月			250%		3,000万円		250%	3億円	
62/4月			300% (外銀の枠は撤廃)	1年以下CD-0.75% 1年超CD-0.5%	2,000万円	1か月~2年	300% (外銀の枠は撤廃)	1億円	
10月			当分の間撤廃		1,000万円		撤 廃		1か月~2年

*60年7月以降、MMC(CD)未消化枠の25%以内で相互流用可能。

◆長期貸出最優遇金利の引上げ

長期信用銀行3行、信託銀行7行、生命保険・損害保険各社は、長期貸出最優遇金利を次のとおり引上げ、10月1日から実施した(9月26日発表)。

長期貸出最優遇金利

(単位・年%)

	変更後	変更前
長期貸出最優遇金利	5.7	5.2

◆政府系金融機関の貸出基準金利引上げ

政府系金融機関は、貸出基準金利を次のとおり引上げ、10月1日から実施した。

政府系金融機関貸出基準金利

(単位・年%)

	変更後	変更前
日本開発銀行 中小企業金融公庫 国民金融公庫 環境衛生金融公庫	} 5.7	} 5.2

◆住宅ローン金利引上げ

都市銀行、地方銀行、信託銀行等は、住宅ローン金利を次のとおり引上げ、11月2日以降新規貸付分から実施することを決定した(10月5日発表)。

住宅ローン金利

(単位・年%)

	変更後	変更前
固定金利型	6.60	6.30
変動金利型	5.70	5.20

◇東証等、株式売買委託手数料等を引下げ

株式、転換社債、債券の委託手数料を次のとおり引下げ、10月5日売買分から適用した。

東京証券取引所をはじめとする国内各証券取引所は、

(1) 株式

約定代金のうち	新	旧
100万円以下の金額につき	1.20%	1.25%
100万円を超え300万円以下の金額につき	1.00%	1.05%
300万円〳〵500万円	0.90%	0.95%
500万円〳〵1,000万円	0.75%	0.85%
1,000万円〳〵3,000万円	0.60%	0.70%
3,000万円〳〵5,000万円	0.40%	0.50%
5,000万円〳〵1億円	0.25%	0.30%
1億円〳〵5億円	0.20%	0.25%
5億円〳〵10億円	現行どおり	0.20%
10億円を超える金額につき	〳〵	0.15%

(注) 1. 約定代金の1.20%に相当する額が2,500円に満たない場合の委託手数料は2,500円。

2. 新株引受権証券、優先株および新株引受権証券の委託手数料は上表と同じ。

(2) 転換社債券

約定代金のうち	新	旧
100万円以下の金額につき	現行どおり	1.00%
100万円を超え500万円以下の金額につき	〳〵	0.90%
500万円〳〵1,000万円	0.70%	0.75%
1,000万円〳〵3,000万円	0.55%	0.60%
3,000万円〳〵5,000万円	0.40%	0.45%
5,000万円〳〵1億円	0.25%	0.30%
1億円〳〵5億円	0.20%	0.25%
5億円〳〵10億円	現行どおり	0.20%
10億円を超える金額につき	〳〵	0.15%

(注) 新株引受権付社債券の委託手数料は、上表と同じ。

(3) 債券

(額面100円につき)

額面総額	新			旧		
	国債証券	政府保証 債券等	その他の 債券	国債証券	政府保証 債券等	その他の 債券
500万円以下	現行どおり			40銭	60銭	80銭
500万円超1,000万円以下	〳〵			35〳	50〳	65〳
1,000万円〳〵5,000万円	〳〵			} 30〳	} 40〳	} 50〳
5,000万円〳〵1億円	25銭	30銭	35銭			
1億円〳〵10億円	10〳	15〳	20〳	} 25〳	} 30〳	} 35〳
10億円超	5〳	10〳	15〳			

(注) 政府保証債券等には、地方債証券、外国国債証券、外国地方債証券などを含む。